

令和8年度 特別支援学級および通級指導教室にかかる

費用の援助のお知らせ(特別支援就学援助)

日田市では、「特別支援学級」に在級する児童生徒、「通級指導教室」に通級する児童、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者に対して、ご家庭の事情に応じて学用品費やオンライン学習通信費などの費用の一部を援助しています。

ご希望の方は、この「お知らせ」をよくお読みのうえ、お申し込みください。

※日田市就学援助(通常学級)制度との併用はできません(原則、就学援助制度が優先となります)。

1 特別支援学級就学援助費の主な内容

費目	支給額等	小学校(年間上限額)	中学校(年間上限額)
学用品費	定額支給	5,820円	11,370円
新入学学用品費 (1年生のみ)	定額支給 (入学準備金受給者は支給なし)	28,530円	31,500円
修学旅行費	実費支給(上限あり)	10,790円	28,860円
学校給食費	無償化により、就学援助費からの支給はありません。		
オンライン学習通信費	定額支給	7,000円	7,000円
通級及び通学交通費	実費 又は 実費の半分 ※支給には要件があります		

※オンライン学習通信費については、オンラインによる自宅学習を行う学年に在籍する児童生徒のうち、各世帯1人(長子)に対し支給します。

※通学に係る交通費は以下の要件を全て満たす場合に支給します。

- ①保護者が自家用車等で指定校に送迎していること
- ②保護者の通勤途中等での送迎ではないこと

※世帯所得による支弁区分(認定区分Ⅰ～Ⅲ)により、下表のとおり、支給費目・支給金額が異なります。

(認定基準額については、目安となる参考例を最終ページに記載しています)

支弁区分	認定基準	各援助対象経費の支給額		
		学用品費、新入学学用品費等	オンライン学習通信費	通級及び通学交通費
第Ⅰ区分	世帯の需要額に対する収入額が1.5倍未満	定額支給	定額支給	実費
第Ⅱ区分	// 1.5倍以上2.5倍未満	定額支給	—	実費
第Ⅲ区分	// 2.5倍以上	—	—	実費の1/2

2 申請に必要な書類

① 令和8年度 特別支援学級就学援助費支給申請書

② 通帳のコピー

通帳の表紙の裏面等(銀行名、支店名、口座番号、口座種別、口座名義人が記載された部分)をコピーし、同封してください。

③ マイナンバー届出書

申請書に記載した中学校卒業以上の世帯員の「マイナンバーカード」のコピー(表面・裏面の両方とも)を貼り付けて提出してください。マイナンバーカードを作成していない場合の提出書類は、別紙の本人確認書類の例を参照してください。

※以前に就学援助費認定事務・医療費支給に関する事務でマイナンバーを届け出たことがある方は、マイナンバー等の提出は不要です。

【マイナンバー(個人番号)の記入について】

日田市では、情報をより効率的に管理・利用するために、就学援助を「個人番号を利用する事務」として定めています。ご提出いただいた申請書にマイナンバーが記入されていない場合は、申請書の承諾事項を確認の上、就学援助認定事務を行わせていただきます。

3 申請の方法

(1)郵送:申請書にご記入の上、各学校に配布している返信用封筒に必要書類を入れ投函ください。

(2)窓口:日田市役所 学校教育課 学務係の窓口へ申請書と上記書類②・③をご持参ください。

提出期限

令和8年4月30日(木) 午後5時 ※書類必着(消印有効ではありません)

※期限後も受付は随時しておりますが、認定月は「申請した月」となるため、それより前の月分の援助を受けることはできなくなります。

※郵送での提出の場合、月末に投函し、翌月に書類が到着したときは、認定月は書類が到着した月となりますので、ご注意ください。

(例:5月末に投函したが、書類が6月に到着した場合、認定月は「6月」となります。)

4 結果の通知

(1) 提出期限までに申請された場合

8月上旬頃に、学校を経由して審査結果通知を保護者へ送付します。

(2) 提出期限以降に申請された場合

認定処理終了後(申請書を提出され、概ね1~2か月後)に、学校を経由し審査結果通知を送付します。

(3) 結果通知後に申請内容に記載した事項と変更が生じた場合

「再婚・離婚などにより世帯構成が変更となった」または「金融機関口座を変更する」など、申請時から変更が生じた場合は、「変更届」を提出していただく必要があります。下記までお知らせください。

5 支給について

(1) 支給方法

原則、申請書に記入していただいた口座へお振込みします。ただし、学校納付金が滞納されている場合などは、通学されている学校の口座への振込みとなることがあります。また、申請書の口座内容に誤りがある場合、お振込みが遅くなる場合がございます。

(2) 支給時期

10月下旬、2月下旬の年2回支給を予定しています。

(3) 支給にかかる注意点

就学援助制度「入学準備金」の支給を受けた方については、新入学生用品費の支給はありませんのでご注意ください。

6 認定基準額の参考例(収入需要額倍率2.5倍の基準額の例)

認定基準額は、世帯員の年齢や世帯構成により異なりますので、下表の基準額例はあくまで目安となります。この金額は収入額ではなく所得額ですが、計算には控除金額(社会保険料・生命保険料・地震保険料・ひとり親控除)を含んでいませんので、該当する控除がある場合は基準額が、その分、高くなります。

人数	世帯構成	認定基準額
2人	母、子(小1)	約443万
3人	父、母、子(小3)	約528万
4人	父、母、子(中2)、子(小5)	約628万
6人	祖母、父、母、子(中2)、子(小5)、子(小2)	約744万

※世帯全員の所得の有無を確認する必要がありますので、所得のない方を含め、家族全員の住民税の申告が必要です。

日田市教育委員会 学校教育課 学務係(日田市役所 別館2階)

〒877-8601 日田市田島2丁目6番1号

電話(直通) 0973-22-8221 (内線 935)

受付時間 月~金(祝日を除く) 午前8時30分から午後5時まで